

1880年代の階級構成（1）

後 藤 靖

はじめに

- 1 職業構成
- 2 農民層の分解
- 3 土地所有の構成（以上本号）
- 4 資本・賃労働関係
- 5 階級構成

はじめに

ここでの分析課題は、わが国の1880年代（明治10年代）の階級構成を明らかにすることである。

1880年代といえば、自由民権運動が闘われていた時代である。1880年（明治13）には、国会の開設・地方自治権の確立・地租軽減・条約改正をかかげた国会開設請願運動に20数万人にも及ぶ人々が参加した。そこには士族ばかりでなく豪農や一般農民もふくまれており、その意味ではまさに国民的規模をもっていたということができる。この闘いのなかから自由党や立憲改進黨が結成され、一院制か二院制かのちがいはあったが、ともに国民主権を主張する私擬憲法をかかげ、その実現を政府にせまった。だが、83年後半にはいるや、運動は分裂し衰退した。そして、没落する農民たちは在地の急進的自由党員に指導されながら質地の返還闘争にたちあがっていく。

自由民権運動は形成途上の天皇制国家に正面から対決した運動であるが、先進諸国でのブルジョア革命のような経済的・政治的な十分な基礎がなかったにもかかわらず、なぜこのように早くブルジョア民主主義運動が展開されたのかということについては、まだしっかりした説明がなされてはいない。自由民権

運動は、政治闘争であるから政治的要因をぬきにしては説明できないことはいうまでもない。しかし、なぜ広範な国民運動にまでひろがったかという問題は、当時の経済的諸条件をぬきにしては語ることができないことも事実である。

そこで、ここでは経済過程の変化を追及し、当時の階級構成について検討してみることにしたい。

1 職 業 構 成

まず、この時期の職業構成について検討してみよう。

この時期の職業構成を知る上での史料としては、幾つかのものがある。『帝国統計年鑑』1～8、『農商務統計表』1～3、各府県『統計書』、『維新以後帝国統計材料彙纂』、『興業意見』（「明治前期財政経済史料集成」18巻の1、所収）、細川広世編『日本帝国形勢総覧』（明治19年刊）などがそれである。なかでも、『維新以後統計材料彙纂』は明治5、7、8、9、11～42年までの職業別有業人口を調査しているので有益である。ただし、11～42年は表1に示すような分類をとっていないため、記載事項が一致していない。『維持以後帝国統計材料彙纂』の1872～76年（明治5～9）と同じ様式で、1883年（明治16）の有業者構成を示しているのは『興業意見』である。

そこで、まずこの二つの史料をもとにして、この時期の有業者の状況をみてみよう。表1がそれである。『興業意見』は全人口を掲載しているため合計人数が多くなり、それにともなって「不明」が多く記載されている。だから、72、76年と比較するためには、「不明」の分を除かなければならない。そうすると、83年の有業者の合計人数は2,168万9千人となる。この表からはっきり判ることは、どの年次をとってみても、農業従事者が圧倒的に多いことである。1883年には72年とくらべると207万人、76年に比しても120万人も増えている。これは、72～76年の調査が不完全であったことにもよると考えられるが、その点は一応問わないとすると、農業従事者は有業人口のそれぞれ77.1%、77.2%、

表1 職業別有業人口の変化 77.7%というようになっている。
(千人)

職名	明治5	明治9	明治16
農業	14,787	15,657	16,857
漁業	4	7	26
工業	719	749	793
商業	1,329	1,358	1,443
雑業	1,802	1,922	2,031
雇人	405	401	345
医師	34	34	35
学者	9	12	12
神官	4	12	13
兵隊	28	55	31
警官	1		
修業人	2	7	
従者	35	16	15
不明			15,328
計	19,179	20,283	37,017

注：『維新以後帝国統計材料彙纂』および「興業意見」より作成

次いで雑業者が多いことが注目される。雑業者というのは、『維新以後帝国統計材料彙纂』の分類によると、風呂屋、石灰焼、日雇、仲仕、博勞、賃臼、牧畜、炭焼、渡舟、水車、貸座敷、茶製、鍼療者のことである。この分類はきわめて粗雑である。というのは、牧畜、茶製などのように農業との結びつきが強いと思われるものが雑業に入れられ、また貸座敷、風呂屋など商業に分類したほうが適当と思われるからである。しかし、全体としてみれば、これらの雑業者は土地から切り離された没落農民と下級士族層であったことは確かである。このことは、時とともに著しく増加している

ことから明らかである。すなわち、76年には72年に比べて12万人も増え、83年には76年より10万9千人増加している。だから、83年には72年よりも22万9千人も増えたことになる。この増加現象の過程は、地租改正による金納の強制、秩禄処分による士族の解体、それに松方財政とよばれるデフレと増税政策が進行した時期、つまり日本の資本の原始的蓄積が強行された時期である。これらの諸政策の進行過程で多くの農民が没落を余儀なくされ、また士族の多くがこの雑業層や工業者に転化していった。こうして、雑業者は72年には有業者の9.4%、76年には9.5%、83年にも9.4%という高い比率を占めるにいった。

次に多いのが商業者である。この商業者といわれるものも卸売、仲買は確かな資金をもった商人であるが、小売商のなかには露店商人や行商人をはじめ、菓子類・荒物類・履物類などの資金がなくてもできるその日暮しの人々が多い。

工業に分類されている人々も年々増えつづけており、76年には3万人、83年にはさらに4万4千人増加している。この工業には大工、左官、鍛冶、舟大工、

石工、金具師、桶屋、指物、彫り物、織物、桃燈帳、研師、傘帳、鋳物、表具、ろくろ、下駄、簾師、線香、作簾、綿打、皮剥、筆墨、珠玉、玩具、皮細工、鉦礦、縫物、木挽、髪結、塩浜、綿打、刻煙草、畳刺、染物、紙漉などが分類されている。舟大工、織物、鋳物、鉦礦、陶器などは工場経営への発展性をもつものであるが、それ以外のものは工業というよりむしろ手内職的なものにしてか過ぎない。76年から83年にかけての急激な増加は、下級士族や没落農民の転職と密接に関係しているように思われる。『興業意見』が、工業者の80%を下等者（1人1カ年の生活費20円15銭以下のもの）としているのは、工業従事者の種類の多様さにもとづくものといってよい。

この表のなかで見落としてはならないのは、雇人の数が多いことである。72年には40万5千人、76年には40万1千人、83年には34万5千人に上っている。雇人というのは、『維新以後帝国統計材料彙纂』の分類によれば工業・商業・農業の被傭者とされているから、明らかに労働者ということができる。『興業意見』は、これらの雇人の100%を下等者として区分している。

表1の示す傾向は、農業従事者がいつの時期をとってみても最も多いが、それ以外の職業従事者も次第にふえ、とくに雑業者の増加がきわだつてくるということである。このことは、さきに行った政府の強引な本源的蓄積政策によってもたらされた諸変化の結果によるといってよからう。では、このような変化が地域的にどのような違いを示しているかを見てみよう。

表2は、『維新以後帝国統計材料彙纂』が記載しているもののなかで、確かめられるかぎりでの府県別・年次別の職業別有業者数を表示したものである。福島、福井、鳥取三県の79年度は知ることができない。しかし、地域ごとの特徴を探るためには欠かすことができないので、やむなく82年度のみをかかげた。これによって見れば、およそ次のような特徴を指摘することができる。

もっとも顕著なことは、東京の雑業者の著しい増加である。他の業種においては目立った変化があらわれていないのに、雑業者の急激な増加は他地方からの転入者の増加によるものと考えられる。だからこそ、人口そのものも急増しているが、その増加数19万2千7人のほとんどが雑業者の増加数（16万3千人）

表2 府県別・年次別有業者構成

(単位:千人)

府県	農 業		工 業		商 業		雑 業		計	
	79	82	79	82	79	82	79	82	79	82
青森	199	198	7	5	17	16	41	30	264	249
福島		564		18		40		19		641
茨城	520	505	8	10	27	35	20	23	575	573
東京	78	92	54	60	76	85	64	227	272	464
山梨	220	228	12	12	10	12	4	5	246	257
滋賀	360	302	19	13	37	32	51	37	467	384
新潟	716	706	43	47	52	60	139	145	950	958
福井		265		19		29		71		384
鳥取		212		4		23		1		240
三重	418	430	20	22	33	37	65	54	535	543
兵庫	716	661	20	23	51	57	99	120	886	861
山口	425	455	19	20	49	60	384	362	877	897
高知	288	262	16	8	67	42	59	77	430	389
福岡	436	486	29	31	55	71	81	116	601	704
長崎	555	657	20	35	51	95	66	75	692	862

注:『維新以後帝國統計材料彙纂』より作成

によってもたらされているともいってよい。もっとも、ここでも農業・工業・商業とも増加しているが、雑業者の増加という特徴によってかき消される有様である。兵庫の場合も、他の業種の増加に比べて雑業者の増加が目立っている。すなわち、79年の9万9千人から82年には12万人というように、2万1千人も増えている。工業の3千人、商業の6千人増と比べたとき、この雑業者の増加はひときわ目だっているというべきであろう。そして、ここでのいま一つの大きな変化は、農業従事者の71万6千人から66万1千人への5万5千人もの減少である。人口そのものは3千人しか減っていないから、離農者のほとんどが雑業層のなかに組み込まれたとみて差し支えない。福岡の場合にも、雑業者の増加は著しく、8万1千人から11万6千人に増えている。つまり3万5千人も増えているのである。この増加の大きな要因は、下級士族の転職によるものと思われる。というのは、士族戸数1万7,602(家族合計6万1,095人)のうち奉職者が僅かに1,728人にしか過ぎなかったからである(『日本帝国形勢総攬』109頁参照)。しかし、この数だけでは雑業者の増加数を埋めることはできない。だか

ら、他の職業からの転職者も多かったとみなければならぬ。ただ、ここでは兵庫の場合と違って農業従事者が5万人も増加していることである。この農業従事者が自作農か小作農かは綿密な検討を必要とするが、後でみるように1877年に小作地率がすでに47%に達し、87年(明治20年)には無所有農家が3万200戸もあるという状況から考えると、恐らくは小作農であったと思われる。ここでの人口の増加が何にもとずくのかも問題となるが、工業の2千人の増加、商業での1万6千人の増加というふうに他業種でもそれぞれ増加しているのであるから、農業および雑業者の増加は他県からの移住者としてしか考えられない。

以上の諸府県は、一般に先進地帯とよばれているところである。それでは、中間地帯や後進地帯とよびならされている地方ではどうであったのだろうか。ここでは、滋賀県の農業従事者の急激な減少、それに伴う人口の減少という際立った現象を別にすれば、あまり変化はみられないといつてよい。しかし、仔細にみれば、それぞれに変化していることは否定できない。というのは、これらの地帯でも工・商とりわけ雑業の増加をみいだすことができるからである。山口の場合の雑業者の歴大な存在は、おそらくは下級士族が多い(戸主1万6,129人、戸主・家族合計5万5,597人、うち中央・地方奉職者3,007人—『日本帝国形勢総攬』109頁)ことによるものと思われるから、これは例外として取り扱ってよい。高知県の場合もややそれに似ているが、ここでは農業人口が減少しているばかりでなく工・商従事者も減少しており、その減少した分だけ雑業者と他県への流出の増加として現れているとみられる。この三県を除くと、他の諸県の変化はほぼ同じである。ただ、新潟県の異常な迄に多い雑業者は、ここでの農民層分解の高さ(77年に小作地率42%、83年49%、87年52%—後述)と併せて考えなければならぬ。以上に見たように、農業人口は圧倒的な比重を占めているが、時がたつにつれて工・商とりわけて雑業者が多くなるというのが、中・後進地帯での大きな傾向としてとらえることができる。

では農業は変化しなかったのであろうか、また工・商・雑業ではどうであったのだろうか。この点に少し立ちいることにしよう。

2 農民層の分解

職業構成だけからみると、いずれの年をとってみても農業人口が圧倒的に多く、ほとんど変化がないような現象形態を示している。しかし、実情は決してそうではなかった。農業の構造も著しい変化を遂げつつあったのである。

1877年から87年にかけての農業の変化を、ここでは農民層の分解と言う側面から検討してみることにしよう。これの検討に入る前に、77年から87年にかけての経済的状況の変化を概観しておこう。1877～87年という時期は、農業ばかりでなく日本経済全体の大きな転換期ともいふべき10年間であった。この期間に、地租改正が強行され、アジア侵略のための軍備拡張をめざしたいわゆる松方財政政策—デフレーション政策と租税増徴—が展開された。それとともに、官営軍事工場の拡張と政商への軍工場以外の官営事業の払い下げが強行された。これらの諸政策は、深く絡みあいながら一般農民の窮乏化を促進し、その多くを没落させていった。

1) 地租改正 地租改正のねらいは、作柄の豊凶にかかわらず、農民に一定の地租を貨幣で納めさせ、国家財政の基礎を固めることであった。開港以来の輸入超過によって金・銀貨が著しく海外に流出し、国家財政は破綻に瀕していた。西郷隆盛らの征韓論にたいして、大久保利道らが内治優先をとなえて反対したのもそのためである。征韓派参議が下野した直後の1873年（明治6）11月、大久保は内務省を創設して自ら参議と内務卿を兼ね、警察・戸籍・勸業という内務行政の権限ばかりでなく、地方官の任免権も実質的に一手に握って大久保独裁体制を固めた。そして、75年（明治8）3月に地租改正事務局を開設し、農民の反対運動を弾圧して改正を強行した。

政府は、一筆ごとに地価を算定し、その地価の百分の三を地租とすることにした。その地価算定にあたって、政府は種肥代（それも収穫額の僅か15%）だけを必要経費と認めただけで、農具代・賃金部分・建物損料などは一切認めなか

った。また、資本還元という近代的方式で地価を算定するといいいながら、資本還元するさいの利率が当時の実際のそれよりもかなり低い6% (実際には1割～2割) であったため、算定地価は大幅に高くなった。しかも、収穫高も実際より多く見込まれ、収穫金額を決めるための米価もその地方の高いものが基準にされた。政府は、このようにあらゆる点から地価を高く算定しようとしたわけである。そればかりでなく、あらかじめ各地方官にたいして地租額を内示し(これを押付反米という)、それを下回ることを許さなかった。もし違反すれば、知事は直ちに罷免された。このようにして高い地価が押し付けられ、高額の地租が農民に課されることになったのである。

政府は、地租改正にあたって、地券を交付して土地の所有権を法認し、また売買の自由をも認めた。けれども、それは直ちに近代的土地所有権が確立されたことを意味しはしない。なぜなら、地租は決して近代的租税ではなかったからである。近代的租税というのは、国民の代表者からなる議会の租税審議という近代的手続と、その額が純収益あるいは利潤の一部という内容のものでなければならない。ところが、この当時は、議会は存在せず、行政権ばかりでなく立法権も天皇制政府・官僚が独占した専制国家にほかならなかった。だから、地租は、その決定の仕方からしても近代的なものではなく、また内容からしても前近代的な絶対主義租税＝半封建的地代であった。つまり、その土地所有権はこの地租を背負った所有権であり、半封建地代から開放された自由な土地所有権ではなかった。

政府が地券＝所有権を与えたのは、あくまで担税者を確定するためであった。徳川中・末期から商品経済が発展するとともに、農民はもともと領主のものであった土地を自分の所有物とみなすようになり、盛んに質入したり売買していた。こうした事態が徳川封建制を根底において切り崩し、明治維新と天皇制国家を生み出す基底ともなった。明治政府は、すでに進行していた農民の土地所有を認めざるをえなかった。そして、認める代わりに地租納入の義務を負わせたわけである。

ついでながら、土地や財産の私的所有を認めたのは、天皇制国家だけではな

く、絶対主義国家に共通することであった。なぜなら、絶対主義は、農民的商品経済が発展し、土地の所有と政治的支配権とが一体をなしていた封建領主体制（国家と市民社会の未分離的結合）がくずれ、それを全国統一的なものとして再編した権力形態だからである。だから、絶対主義国家は、生産物ばかりでなく土地や財産の私的所有と商品化を法認せざるをえなかったのである。また、そうすることによって、始めて絶対主義国家には資本の本源的蓄積政策が可能であったのである。

地租の金納化によって、農民たちは納期以前に米を販売せざるをえなくなった。米穀市場がまだ十分に発展していなかった当時において、零細農民ばかりでなく多くの農民は、出来秋の米価の安い時に米穀商人に売らざるを得ず、その結果生産費すらつぐなうことが出来なかった。とりわけ、商品経済があまり発展していない後進地帯ではそうであった。地租改正が農民層の分解を促進したのは、そのような事情からである。

2) 松方財政の影響 松方財政は、農民層分解に拍車をかけた。1882年に開始された松方財政は、西南戦争以来の不換紙幣の濫発による財政の破綻を是正するということで、財政政策の転換をはかろうとしたものである。いわゆるデフレ政策の採用である。しかも、その上に軍備拡張のために増税政策が断行された。酒造税・煙草税を二倍も引き上げ、さらに府県庁の建設費・道路提防費・監獄費の国庫負担をやめて地方税負担といた。デフレによる米価の下落と増税という二重の打撃で、税金滞納のため土地や財産の公売処分をうけたものが1883年に3万人余、84年に8万余人、85年に10万8千人余、86年にも6万人以上に上った。その滞納の原因は貧困によるものが圧倒的であり、83年の滞納者の71%、84年の77%、85年の80%、86年の73%がそうであった。このほかに、83年から86年にかけて売買された耕地が1億7,966万円余＝全耕地の12.1%、書・質入された耕地が4億8,306万円余＝全耕地の32.6%にも上った。その売買地価は83年には地券記載額（券面高）100円の98.8%であったのが、86年には88.4%に下っていた。書・質入の場合はさらに低く、83年が77.5%、86年が66.2%であった。

書・質入は土地を抵当として借金することである。書入というのは、借主は貸主に地券だけを渡し、担保物件である土地はそのまま自分が耕して、金銭または土地の収益から利息を支払う方法である。その期限は随意で、地租その他の諸税は借主が負担する。質入というのは、地券と土地を貸主に渡し、貸主がその収益(作徳米)を利息に当てる方法であり、期限も三年以内で地租や諸税も貸主が負担する。ただ、両方とも期限がくれば協議のうえ質流れ地とすることが出来る。

表3 売買・流地(券面額, 単位千円)

府県名	売買額	流質額	比率	府県名	売買額	流質額	比率
青森	3,449	1,936	32	石川	4,646	2,168	24
秋田	4,171	4,040	32	滋賀	1,253	?	?
岩手	2,274	2,733	27	京都	4,558	464	19
山形	5,154	3,606	29	大阪	6,905	13,577	28
宮城	4,108	?	?	兵庫	4,970	12,698	24
福島	8,391	5,046	35	和歌山	4,379	2,813	25
栃木	5,839	4,715	38	岡山	10,425	302	20
茨城	7,257	6,985	35	広島	9,847	6,283	35
群馬	4,137	3,255	27	山口	2,455	?	?
埼玉	9,109	667	18	鳥取	2,802	499	17
東京	1,513	508	20	島根	3,793	?	?
千葉	3,210	1,084	9	愛媛	12,217	?	?
神奈川	3,433	432	15	徳島	6,031	2,529	40
山梨	2,524	?	?	高知	4,212	?	?
長野	5,561	6,586	35	福岡	11,361	?	?
静岡	4,754	7,719	29	佐賀	6,031	4,988	40
愛知	10,924	9,727	32	長崎	1,742	7,458	13
岐阜	4,488	2,811	20	熊本	9,056	6,330	40
三重	8,102	5,658	26	大分	3,101	1,017	15
新潟	4,725	7,038	19	宮崎	2,809	1,332	24
富山	5,708	2,202	25	鹿児島	3,412	2,500	21
福井	1,562	2,643	18				

注: 1) 売買地価は1883~86年の合計、流質地価額は、1884年のみ……栃木、埼玉、東京、神奈川。85年のみ……千葉、岡山、鳥取、大分。86年……京都、大阪、福井、宮崎。84+85年……群馬、茨城、静岡、岐阜、三重、和歌山、兵庫、富山、徳島、佐賀、鹿児島。84+86年……岩手、青森、広島。85+86年……新潟、石川、山形。84~86年……愛知、長野、福島、秋田、熊本である。

2) 流質地価額は、(前年度残額+当年書・質入額)-(当年受戻額+当年残額)。

3) 比率は(売買地価+質流額)を耕地地価総額で割ったもの。

4) 『帝國統計年鑑』第6, 7回より作成。

1882年から85年にかけて貸金会社や銀行類似会社が各地に続生し、これらを通じて土地の移動が活発化した。その状況を示したのが表3である。

各府県の流質地の全部が集計できないため正確には判断できないが、表3によると、東北・北関東・東山・九州といった中・後進地帯の方が、南関東・東海・近畿の先進地帯よりも耕地の移動率が多いことが知られる。すなわち東北地帯では耕地の移動率は27% (岩手) から35% (福島) であり、北関東でも埼玉の18%を別とすれば27% (群馬) から38% (栃木) というように高く、東山では長野の35%、九州では佐賀・熊本がともに全国最高の40%を記録している。宮城は史料の関係から流質地が不明であるが、売買された土地は総地価額の19%にも上っており、福島の21.8%には及ばないけれども、山形の17%・岩手の12.5%・秋田の16.2%よりも高い。このことから推測すれば、宮城でも流質地はかなり多かったと考えられる。また、埼玉の場合にも流質地は84年度だけのものであり、売買額は33.7%にも上っているから相当数の流質地があったものと想定される。というのは、茨城の売買地が総耕地地額の17.8%、群馬のそれが15.3%、栃木が21.4%だからである。しかも、よく知られているように、ここ埼玉では困民党が結成されて質地返還闘争が激しく闘われたところである。このことから考えても、流質地は多数に上ったと思われる。いずれにしても、僅か4年間で耕地の3分の1以上が移動するという激しさである。

これにたいして、南関東の場合には20%以下であり、近畿でも20%台にとどまっている。東海では愛知の32%はあるものの他の諸県では20%台である。裏日本では鳥取、福井が1年分だけしか判明しないが、他は2年分(富山、石川、新潟)であるにもかかわらず、その比率は17% (鳥取) から25% (富山) に分布している。しかし、東京・神奈川・千葉はそれぞれ1年分であり、また京都・大阪も1年分しか判明しないにもかかわらず、大阪では流賃額がきわめて多額に上っている。だから、ここではさらに多くの流質地があったものと想像される。南関東の場合も、たとえば神奈川では困民党の活動が盛んであったことを考えると、ここでも流質地はここに挙げた数値よりはるかに多かったと思われる。

このようにみてくると、地租改正以後とりわけ松方財政政策の影響は全国的に深刻なものであったが、とりわけ中・後進地帯に手酷い打撃を与えたと見ることが出来る。しかも、その土地移動の多くが質流れという形態をとっていることに注目しておくべきである。たしかに売買という形態をとった移動も多いが、ほとんどの地域で質流れが売買とほぼ等しいか、あるいはそれを上まわっている。とくに先進地帯ではそれが激しいことが知られる。静岡・愛知・大阪・兵庫などがそれであり、また巨大地主地帯といわれる新潟・秋田・岩手もそうである。

では、このような土地移動がどのような土地所有構成をもたらしたのであろうか？

3 土地所有の構成

地租改正以後とりわけ松方財政が強行されるとともに、農民層の分解は急速に進んだ。では、その農民層の分解によってどのような土地所有の構成ができたかについて検討してみることにしよう。

表4は、小作地率(1877, 83~84, 87年)、農家戸数と小作農家戸数(86年)、所有地価別戸数(86年)、耕地所有規模別戸数(87年)を組み合わせたものである。この表によりながら、まず地帯別の特徴を見てみよう。

1) 東北地帯 東北6県では、小作地率は全体として見ると必ずしも高くはない。けれども、秋田では77年の推定率30%から87年には43%というように13%も増えており、青森でも15%から31%、宮城も19%から30%、福島も9%から18%、岩手も18%から26%というように、10年の間に小作地率は著しい増加を示している。山形は殆んど変化していないように見えるが、ここでは、他の東北諸県が86年になると売買および書・質入ともに減少していくのに反して、却って多くなるという現象を示している。例えば、売買券面高でみると、岩手が84年に618千円、85年に604千円であったのに86年には463千円と減少して

表4 農民層の分解 (農家戸数のみ単位:百戸)

府 県	小作地率 (%)		農家戸数 (千戸)		所有地価別戸数 (戸)						平均 反別 地価	所有耕地別 (戸)				
	M.10	M.16	M.20	全体	小作	~10万円	~5万円	~1万円	~1千円	~400円		~200円	200円~	~10町	~2町	2町~
	青森	15	26	31	603	200	1	49	3,856	9,094	12,499	74,817	16円	729	12,114	37,574
秋田	30	36	43	815	382	5	138	3,996	11,422	16,145	77,925	19	2,583	12,606	52,048	14,245
岩手	18	18	26	945	254	2	28	4,315	12,197	20,656	97,091	14	784	16,051	61,747	15,907
山形	35	36	36	902	353	1	135	10,472	17,201	19,016	94,880	26	971	13,847	62,743	12,598
宮城	19	23	30	953	211	1	37	3,064	13,495	15,204	66,006	18	821	16,760	53,643	4,057
福島	9	14	18	1,311	288		30	3,445	28,655	34,521	92,354	26	449	26,790	103,115	5,718
栃木	23	25	35	865	228		46	4,770	16,514	23,132	88,536	24	644	13,662	58,315	13,868
茨城	24	28	32	1,543	554		46	6,295	23,227	31,748	138,039	24	1,208	29,311	117,623	6,285
群馬	23	28	43	1,095	361	1	31	4,214	15,806	24,462	114,902	28	423	1,064	87,333	11,160
埼玉	39	43	35	1,543	678	5	212	11,085	22,879	25,713	135,195	31	2,760	24,881	112,099	14,563
東京	42	43	49	454	203	2	264	3,855	6,001	7,450	39,946	34	250	3,398	28,652	13,211
千葉	33	39	44	1,630	778	1	82	8,448	24,103	30,080	153,241	28	1,204	22,483	140,182	864
神奈川	?	43	44	1,115	480	3	48	4,038	13,921	19,227	109,289	25	629	13,483	89,805	7,525
山梨	46	48	51	832	438	2	96	2,260	5,482	8,089	63,207	28	682	6,129	46,360	20,072
長野	30	33	37	1,943	877	1	58	6,249	23,909	35,057	176,514	25	1,189	16,408	162,211	14,529
静岡	36	40	42	1,524	700	1	198	5,538	18,483	22,628	144,438	41	888	11,124	119,527	20,923
愛知	40	42	44	2,068	988	4	283	13,375	35,028	41,283	218,801	45	1,660	15,813	107,868	23,137
岐阜	31	38	41	1,485	764	3	216	6,593	16,355	22,214	117,532	40	456	8,946	111,031	10,763
三重	30	32	36	1,312	514	1	2,795	26,672	42,175	42,851	198,661	54	2,984	33,247	138,805	44,895
新潟	42	49	52	2,199	1,325	15	383	10,033	21,482	27,256	192,473	26	1,345	14,387	65,839	12,625
富山	49	51	60	944	584	1	204	5,650	10,731	10,261	142,156	36	275	6,955	60,700	12,219
石川	34	37	40	801	349		27	5,158	12,536	13,527	85,782	40	513	6,955	60,700	12,219
福井	?	?	41	964	462		43	13,606	33,513	31,513	151,248	59	130	5,988	84,036	12,613
石賀	?	?	36	1,027	430		43	13,606	33,513	31,513	151,248	59	242	4,317	71,363	19,489
滋賀	?	?	39	1,027	430		43	13,606	33,513	31,513	151,248	59	242	4,317	71,363	19,489
京都	37	38	41	954	437		43	13,606	33,513	31,513	151,248	59	242	4,317	71,363	19,489

大阪	37	47	56	2,289	786	3	12	324	18,513	30,271	32,130	135,958	69	1,074	10,759	109,346	107,223
兵庫	?	45	48	2,030	1,019	1	7	364	15,110	33,071	33,857	177,492	57	822	11,051	173,507	17,660
和歌山	31	34	46	850	327		1	110	6,690	12,746	14,626	67,604	61				
岡山	35	38	45	1,776	847	2	5	254	9,515	25,654	32,242	172,463	56	564	8,152	145,387	23,541
広島	25	32	35	2,156	863	2	3	119	6,522	22,041	32,349	253,878	43	383	7,277	161,643	46,323
山口	29	32	36	1,241	575		29	149	1,918	9,631	19,860	256,585	26	381	9,704	98,261	33,823
鳥取	48	48	54	674	430	1	12	149	3,971	8,531	9,783	45,871	49	357	3,413	42,391	21,214
島根	45	48	49	1,090	604	2	6	123	4,400	10,946	15,079	110,698	32	6,886	7,012	57,691	37,429
愛媛	?	49	54	2,345	1,288	5	25	314	9,175	18,550	26,764	178,955	39	1,321	11,979	106,962	114,289
徳島	?	?	38	954	345		2	94	3,979	8,479	13,255	124,768	43	576	6,458	71,722	16,694
高知	25	26	30	846	308		1	55	3,466	8,154	11,434	112,939	29				
福岡	45	47	47	1,582	806	2	2	250	10,753	24,534	29,759	181,184	42	1,201	15,410	111,454	30,200
佐賀	34	37	41	759	286		2	48	4,831	15,096	18,385	83,698	41	232	6,213	66,022	3,480
長崎	31	35	38	1,161	475		39	39	1,917	6,594	14,564	124,533	21	513	6,974	99,879	8,764
熊本	40	42	46	1,661	711	1	88	88	5,925	18,660	29,481	156,441	28				
大分	19	27	32	1,289	499		34	34	2,862	13,464	27,882	116,196	30				
宮崎	?	30	30	730	231		25	25	1,508	8,787	18,465	82,998	21	573	11,831	5,7653	2,954
鹿児島	22	28	29	1,861	568		2	186	5,873	15,384	30,500	268,962	17				

注：(1) 小作地率は、明治10年は推定、明治16年は「帝國統計年鑑」第3期、第4期、明治20年は「農事調査表巻ノ1」による。

(2) 農家戸数は明治19年度のもの。「帝國統計年鑑」第7回より。

(3) 地価別土地所有者は、石元良雄「各府県有田産取調覽表」(土地制度史第55号)より作成。なお、地価1万円以上は1反歩当りの各県平均地価で換算すると15町歩(大阪)～72町歩(山形)であるが、全国平均反別地価で換算すれば約30町歩となる。

(4) 平均反別地価は、「帝國統計年鑑」第7回(明治19年度のもの)の各府県での田・畑總所得で合計總地価額を割ったもので、錢以下は四捨五入した。

(5) 所有耕地別農家戸数は、「農事調査表ノ1」による。無所有農家数は農家戸数(明治19年)から所有耕地別農家数を差引いたもの。

いるのに対して、山形では84年1,533千円、85年1,615千円、86年2,006千円というように増加している。書・質入の面でも、岩手が85年の1,625千円から86年の808千円に半減しているのに対して、山形では85年3,366千円・86年3,208千円となっている。そして、表3でみたように、総耕地地価額の27%の土地が売買および流質によって移動していた。だから、小作地率が停滞しているように見えるが、山形でも農民層の分解は激しく進行していたと見るべきであろう。また、小作地率が全国最低を示している福島県でも、83年から85年にかけての土地の移動率は34.9%に及んでおり、岩手(27.5%)・秋田(31.9%)よりはるかに多かった。だからこそ、福島県の場合には小作地率が低いにもかかわらず、小作農家が農家全体の22%にも上ったと思われる。

では、東北6県の土地移動と小作地率の変化がどのような土地所有の構成をもたらしたのであろうか。まず、所有地価別で見てみよう。この点できわだっているのは、秋田と山形である。10万円以上の所有者が秋田(反当地価で計算すると510町歩以上となる)で1人、山形(同380町歩以上)で5人存在している。5万円以上の所有者は、東北6県で10人存在している。

山形の本間家は、幕末にすでに約1,300町歩余の巨大土地所有者であった。本間家のこのような大規模な土地集中の要因については、同家が山形全域の米の集散地である酒田に位置していたため、庄内・米沢諸藩や幕府直領の租米の取り扱いと金穀融通の関係をもつ商人資本家として致富し、庄内農業の一定の生産力の発展を基盤とする農民層の分解を利用しながら土地を集積していったといわれている(山田盛太郎著「日本農業生産力構造」64~72頁、参照)。これに対して秋田や宮城の場合には、秋田の池田家(約1,000町歩)や宮城の斎藤家(約450町歩、1890年には1,115町歩)にみられるように、幕末期にその起点をもちながらも主要には明治になってから、商人=高利貸資本家として、生産力の一定度の発展(宮城で1882年反当1.09石、86年1.18石。秋田で82年1.12石、86年1.34石)があったとはいえ、なお低い生産力(86年の全国平均1.42石)にあえぐ農民に吸着しつつ土地集積をおこなった(同上書、247~49頁、参照)。

地価10万円以上の巨大地主は青森・岩手でも生まれていた。青森の地価5万

円以上は平均反別地価で計算すると312町歩以上となり、岩手でも347町歩以上となる。そうだとすると、ここでも300町歩以上の巨大地主がそれぞれ1名ずつ存在したことになる。また、地価1万円以上はほぼ50町歩にあたるから、青森で49人、秋田で138人、岩手で28人、山形で135人、宮城で37人、福島で30人以上も存在していることになる。このような計算方式で所有地価別戸数と所有耕地別戸数を組みかえると、東北6県の1886～87年の土地所有構成は表5のようになる。

表5 〔推定〕土地所有構成 (単位：戸)

県名	～500町	～300町	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
青森		1	49	679	3,856	8,258	12,499	25,075	9,943
秋田	1	5	138	2,439	3,996	9,610	16,145	35,903	14,245
岩手		2	28	745	4,415	11,736	20,656	41,091	15,902
山形	5	1	135	830	10,472	3,375	19,016	43,727	12,598
宮城		1	37	783	3,064	13,696	16,204	37,439	4,057
福島			30	419	3,445	17,345	34,521	68,594	5,718

これによると、50町歩以上の大地主が青森で50名、秋田で144名、岩手で30名、山形で141名、宮城で38名、福島で30名存在したことが判る。そして、50町歩未満から10町歩を所有する地主層が、それぞれ679名、2,439名、745名、830名、783名、419名も存在していた。この対極には1町歩以下の所有者と無所有者が数多く存在していた。青森ではこの数は35,018戸、秋田では50,148戸、岩手では56,993戸、山形では56,325戸、宮城では41,496戸、福島では実に74,312戸にも上っていた。10町歩以上の地主層はいうまでもなく5町歩以上の中小地主層の一部も含めて、青森では2万戸、秋田では3万8千戸余、岩手では2万5千戸余、山形では3万5千戸余、宮城では2万1千戸余、福島では2万8千戸余の小作農家の上に聳え立ち、その小作料に寄生していたのである。

寄生地主は、農業生産力の一定の成長を前提にして、商品経済の発展にともなう農民層の分解のなかから生まれてきた。しかし、その農業生産力は、依然として鋤・鍬・鎌などの手工的な労働用具と長時間の肉体労働を根幹としたものであり、しかも零細地片が錯綜しており、零細錯圃耕作という小規模生産様

式から脱脚してはいなかった。事実、牛馬耕の普及率はここ東北地帯では1903年においても、最も高い山形県で17.4%であり、岩手では僅かに1.2%にしか過ぎなかった。だから、86.7年当時ではそれよりはるかに低かったはずである。旧態依然たる労働過程であるから、生産力の発展といっても大規模経営を可能とする条件を備えてはいなかったのである。この生産力の低さは経営規模の拡大を不可能とし、また風水害その他の自然災害による経営の危険性を他者に転嫁して収益を確保するためには、集中した土地を小作に出す方がはるかに安全であった。ここから寄生地主制がうまれてきた。寄生地主は、小作人に耕作権を与えず、いつでもその小作地を取り上げる権利を確保し、小作料も一方的に決定した。だから、地主と小作との間には近代的契約関係は存在せず、前近代的な関係が支配していた。それゆえに、地主・小作関係は前近代的＝半封建的性格をもつ生産関係といわねばならない。これは、単に東北ばかりでなく、全日本の農業を構造的に特徴づけた寄生地主・小作関係に共通する性格である。

2) 裏日本地帯(新潟・富山・石川・福井・鳥取・島根) 裏日本地帯では小作地率の異常なほどの高さが目につく。これらの地帯では、福井と不明な石川を別にすれば、すでに1877年(明治10)の推定小作地率でも40%を越えており、その後も増えつづけて、87年には50%をこえていることが知られる。なかでも富山においては、77年の推定小作地率49%が87年には60%という全国最高の小作地率を示すほどになっている。新潟・鳥取・島根でも、すでに77年にそれぞれ42%、48%、45%という高い小作地率に達しているばかりでなく、この3県はその後も増えつづけて、52%、54%、49%という全国でも有数の高い小作地率地帯となっている。石川の場合には、86年の41%という数値がどのようなテンポで進んできたかを知ることはできないが、83～85年の耕地の移動率24%から考えると、この期間に小作地率の急激な増加があったものと思われる。

山陰地方では、83年から85年にかけての耕地の移動率が、表4によると鳥取で17%となっているが、これは流質地が85年度の1年分しか判明しないためである。売買地価だけで総耕地地価額の14.6%に及んでおり、85年度の書・質入

の年末現在額が5,798千円＝総耕地地価額の30.3%もあることから考えると、実際の流質地はかなり多いと想定される。島根でも小作地率は殆ど変化していない。しかし、ここでも1877年にすでに小作地率は45%に達し、83年には48%、そして87年には49%という全国でも有数の高い小作地率を示していることを念頭におかなければならない。ここでは売買された耕地地価額が総耕地地価額の10.7%に及んでおり、しかも85年度の書・質入残額が8,070千円＝総耕地地価額の30.9%もある。だから、表4の示している小作地率が示しているように実際には著しく地主・小作関係が進行しつつあったと思われる。

北陸地方に属する諸県では山陰諸県と比べた場合には耕地の移動率は極端に低くなっており、全国の各県と比較しても最低の水準にある。というのは、富山では25%、福井でも18%、新潟でも19%という数値になっているからである。北陸地方のこのような耕地移動の低さが何を物語るものであるかは、検討の余地がある。ただ県平均での小作地率の変化がなかったからといって、県下で全く変動がなかったということではない。例えば、新潟について見れば、大地主帯である北蒲原・中蒲原・中頸城・西蒲原・南蒲原・三島・岩船の諸郡では、83年から87年にかけて小作地率が減少している郡(北蒲原・南蒲原・三島)もあり、中蒲原のように全く変化していない郡もある。これとは対照的に古志・刈羽・南魚沼郡のように、幕末～明治初年に地主制があまり発展していなかった地域では、小作地率は83年から87年にかけて急速に増えている。だから、地主が在住する地域での小作地率に変化がなかったからといって、地主への土地集積がなかったというとは決してそうではない。例えば、古島敏雄・守田志郎氏が明らかにされたI家の場合には、明治初年には100町歩にすぎなかったのが明治20年(1887)には地価19万3,718円(推定750町歩)を所有するにいたり、97年にはついに1,063町歩余を所有する巨大地主になっている(古島・守田著『日本地主制史論』)。I家ばかりでなく、巨大地主はその殆んどが村外や県外の土地集積に乗り出しているのであるから、居村や県内だけの小作地率の変化や土地移動だけから土地集積を論ずることはできない。このことは、新潟だけにかぎったことではない。けれども、ここではそこまで立ち入って検討する余裕はな

いので、ひとまず県下の小作地率と地主の土地集積との関連にだけ注目することにした。

ところで、裏日本の巨大地主は、その系譜をたどればさまざまである。例えば、島根の田部家は、1880年代に約330町歩の耕地と山林3万8千町歩余および川鉄砂採取場15里、牛馬1,600頭余、日本形船20余艘、鍛冶櫓工2,630余人を擁する「鉄山王」とよばれ(「国の礎」135～6頁、明治29年刊参照)、山田盛太郎氏によって、「龐大な林野および砂鉄製錬の結合した構成の、全く日本人ばなれした本格的・ユンケルの形態で、地主的土地所有の一極限を指標とするモニュメンタルな存在」というように特徴づけられた。そして、鳥取県日野郡の近藤家・木村家も同類型であるといわれている(山田、前掲書、46～56頁、参照)。これにたいして、山形の本間家とともに幕末にすでに1,000町歩をもつ巨大地主市島家や白勢家は、広大な農業生産地帯を背景にもち、藩権力と結合しながら土地集積に乗の出していった。

しかしながら、すでに多くの研究が明らかにしているように、裏日本における巨大土地所有者の殆んどは、明治以降に土地を集積しはじめた。新潟の場合でいっても、市島・白勢家以外でやがて1,000町歩地主に成長する佐藤伊左衛門、二宮孝順、保均定吉、田巻三郎兵衛、田巻丈七郎、今井孫市、市川厚次郎、吉田久平、五十嵐甚蔵、国井伴之丞、渡辺三左衛門、伊藤文吉家などは、地租改正以後とくに松方財政を契期として、86～7年にかけて500町歩以上の巨大土地所有者となった。富山県下の場合もそうである。例えば砺波郡鷹栖村の最大の地主といわれる大矢四郎兵衛は、1899年に約30町歩の所有者となっているが、その大部分は松方財政の時期に集積しており、またこの地方の地主層のほとんどがこの時期に土地を集積したといわれている(淡路憲治著『富山県における地主層と他産業との関連』11～15頁、参照)。

ところで、表6にならって、87～88年の土地所有構成を推定すれば次のようになる。すなはち、裏日本では新潟の500町歩以上—このなかにはすでに書いたように1,000町歩以上の日本最大の巨大所有者2名が含まれている—の大土地所有者14名と、島根の1名が聳え立ち、300町歩以上を所有する9名と50町

表6 [推定] 裏日本の土地所有構成

(単位: 戸)

県名	～500町	～300町	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
新潟	14	5	406	2,563	10,033	23,214	111,549	27,256	44,859
富山		1	204	1,140	5,650	8,737	10,731	55,108	12,625
福井			27	248	1,797	5,158	12,563	48,164	12,219
鳥取		1	12	195	?	3,413	8,531	33,788	21,214
島根	1	1	6	6,878	4,400	2,612	10,946	46,745	37,429

歩以上の所有者が新潟に406名、富山に204名、福井に27名、鳥取に12名、島根に6名存在していたことが判る。10町歩以上の所有者となると、新潟で2,563名、富山で1,140名、福井で248名、鳥取で195名、そして島根では実に6,878名も存在していた。これらの階層は明らかに寄生地主そのものであった。その対極には、1町歩以下の零細所有者と無所有者の大群が存在していた。新潟では、小作農家が13万2,500戸に上っているから、1町歩以下と無所有者の総数7万2,115戸を上回っている。だから、ここでは2～1町歩層の農民までが小作農の一部を構成していたことになる。富山では1町歩以下と無所有者は6万7,733戸存在し、農家全体の実に73%にも上っていることがわかる。そして、ここでも5万8,400戸(農家戸数の61.9%)が小作農家であった。福井でも1町歩以下と無所有者は6万383戸(75.3%)におよび、無所有農家の総てと1町歩以下の半数が小作農家であったと考えられる。鳥取では、1町歩以下と無所有農家とで5万5,002戸もあり、それは全農家戸数のなんと81.5%にも達していた。小作農家の比率も裏日本諸県のどこよりも高く、実に63.8%にも及んでいた。島根では、1町歩以下と無所有農家は8万4,174戸=77.2%、小作農家戸数が6万400戸であるから、無所有農家は勿論のこと1町歩以下所有の農家の殆んどが小作農であったことが知られる。

小作農家の全農家に占める比率という点でみれば、東北6県が21.9%(福島)～46.8%(秋田)、関東7県が26.3%(栃木)～47.7%(千葉)、東山2県が45.1%(長野)～52.6%(山梨)、東海4県が38.3%(静岡)～51.4%(岐阜)、近畿5県が26.4%(滋賀)～50.1%(兵庫)、山陽3県が40.0%(広島)～47.7%(岡山)、四国3県が36.1%(徳島)～54.9%(愛媛)、九州7県が30.5%(鹿児島)～50.9%(福

岡)となっているから、47.7% (福井)~63.8% (鳥取)という裏日本地帯の小作農家比率の高さが窺われる。いいかえると、ここ裏日本地帯では地主・小作関係が最も早く展開したわけである。

3) 東山地帯 東山地帯に属する山梨・長野はいうまでもなく養蚕・製糸業地帯である。幕末の開港以来、輸出の大宗は生糸であった。そのことから、後で触れるように、ここでは養蚕とくに製糸業が急速に発達し、しかも大規模な製糸工場が続生した。このことは、この地方での商品経済の発展を促し、農民層の分解をもたらした。山梨が1877年に富山・鳥取に次いで高い小作地率46%を示し、また87年にも51%という高さにあるのもそのためである。これにたいして、長野は77年には30%と低いが、87年には37%となり、小作農家の比率も45.1%という高さを示すにいたっている。

山梨では、表3で示したように、83年から85年にかけて全耕地の17.3%が売買されている。残念ながら流質地がどれほどあったのかは資料の関係上ははっきりしないが、書・質入の年末現在額でみると84年が3,109千円、85年が4,048千円、86年4,215千円(耕地地価総額の28.9%)となっている。だから、かなりのものが流質地となったのではないかと推定され、そのことから87年の小作地率が51%にも達したものと考えられる。例えば、茂木家に次いで県下第二の大地主である根津家の場合についてみると、84年に約80町歩を集積しているが、その集積方法は買取りが53.8%、質取り地33.4%、公売地買取り9.1%、流地買取り1.8%、不明1.9%であったといわれている。公売地と流地はいうまでもなく書・質入地にほかならないから、根津家の土地集積の44.3%は流地関係を通じてのものであったといえる。そして翌85年には、43町歩の集積のうち29町歩=67.1%が公売買取りと流地によるものであった。こうして根津家は、地租改正時に13町余であったのが、約220町歩の大地主に成長した(永原慶二・中村政則ほか著「日本地主制の構成と段階」第1章、参照)。

山梨県下では地価5万円以上層が2人である。平均反別地価で換算すると、地価5万円は175町歩となる。この方式で所有地価を換算すると、表7からみられるように50~10町歩所有者が680名となり、従ってここでは少なくとも

682名の純然たる寄生地主が存在したことになる。この対極には40,878戸の1町歩以下の零細所有者と20,072戸の無所有農民が存在し、この両者でなんと全農家の83.3%強を占めていた。小作農家戸数が43,800戸であるから、無所有農家はいうまでもなく、1町歩以下の農家の半数以上が小作に依存していたことになる。だから、ここでは東北地帯や裏日本地帯のような巨大地主は存在しなかったが、地主・小作関係は著しく進んでいたとみることができる。山梨県で見落としにならないのは、1～5町歩層が土地所有者のわずかに17.6%であり、1～2町歩層は10%足らずにしか過ぎなかったことである。このことは、松方デフレの過程でいかに中農層の分解が激しかったかを物語るものといつてよかろう。そればかりではない。21町6反歩をもつ大地主であった小川家が、松方デフレの不況下のなかで僅か1反8畝13歩へと凋落するという事態さえおこっている(永原・中村ほか、前掲書、参照)。

表7 [推定] 土地所有構成

(単位:戸)

県名	～500町	～300町	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
山梨	—	—	2	680	2,260	3,869	5,482	40,878	20,072
長野	—	—	58	1,131	5,249	11,159	23,909	138,302	14,529

これに対して、同じ養蚕・製糸地帯である長野県の場合にはやや趣を異にしている。というのは山梨県に比べると小作地率も低く、また小作農家の割合も少ない。小作地率でみると77年に30%、83年が33%、そして87年でも37%となっている。この37%というのは全国的にみても17番目であり、全国有数の製糸業地帯ということ考えると著しく低いといわなければならない。小作地率は低いにもかかわらず、小作農家率は87年には45.1%となっている。この比率は山梨県とくらべると比較にはならない低さではあるが、小作地率からみると必ずしも低いとはいえない。このことは、零細所有農家と無所有農家が極めて多いということから結果されたものといつてよかろう。すなわち、ここでは1町歩以下所有農家が138,302戸もあり、それは土地所有農家の実に76.9%強である。これに無所有農家14,529戸を加えると、全農家戸数のほぼ85%が1町歩以下および無所有農家ということになる。この数は、山梨県の83.3%に比べて

もはるかに多いということが出来る。しかも、推定土地所有でみれば、1～2町歩の中農層が僅かに13.3%にしか過ぎない。このことは、取りも直さずこの階層の分解が急速に進んだことを意味している。いま、事例を下伊那郡松尾村に取りながら具体的に示してみよう。

松尾村の土地所有構成の変化を示すと、次のようになっている。

表8 松尾村の土地所有構成

(単位：戸)

年次	0町	～05町	～1町	～2町	～3町	～5町	～10町	～20町	20町～	計
1883	215	288	55	34	14	8	8	4	1	627
1887	266	256	36	21	11	11	3	3	2	609

注：松尾村役場所蔵文書（現飯田市）より作成。

この松尾村は、天竜川に沿うた農村であり、晒紙・元結・製糸業の盛んなところであった。ここでは1876年（明治9）の財産調査では1万円以上の所有者が5人存在し、そのうちの4人は17～14町余の地主であった。そして83年にはこの5人は22町2反～13町3反歩の所有者となっているが、87年には20町以上の所有者が2名、10町以上が3名となっている。その1人の森本勝太郎は、76年には6町7反歩の所有者であったが83年には18町5反、87年には19町2反余というように着実に所有地を増大した。また、吉川家も17町余から23町余、塩沢家も16町余から20町反余というように土地集積していったが、福島家は79年の13町3反から87年には11町9反余へと1町4反を失っている。また、製糸業を営んでいた窪田家は村内第6番目の財産家であり、83年には9町8反歩を所有していたにもかかわらず、87年には3町5反余というように6町3反余を失っている。それ以下の階層について見れば、76年に5～2千円（3～6町歩）の財産所有者が14人であったが、87年までに所有耕地を増大させた者が3名、減少させた者が7名もある。同じく76年の2～1千円以上（1.5～3町歩前後）が34名であるが、耕地を増大させた者は11名、逆に減少させた者が10名存在し、なかでも全くの無所有者となった者が2名ある。さらに1千円～500円層（1町歩前後）が76年に59名あるが、このなかで耕地を少しでも拡大した者は11名、減少させた者は41名に上っている。このように見てくると、松方デフレの影響

がここ松尾村でもどんなに激しいものであったかが想像されるであろう。とくに注目しておかなければならないのは、1町歩以下層の激減と無所有者の激増であり、また戸数そのものの減少という事態である。この18戸は零落した結果、先祖以来の住みなれた故郷をやむなく離れて、異境へ流出したのであろう。『農商務統計表』によれば、83年の長野県下の1反歩の損益計算では約1円の赤字と記録されている。米の常食率も、静岡県駿河地方ですら30%以下といわれているから、山間部に位置するここ松尾村ではさらに低かったと思われる(小野武夫著「農村史」141～48頁、参照)。

このように見てくると、長野では巨大地主は存在しなかったが、50町歩以上の者が58名、10町歩以上の者が1,131名も存在しており、それらが無所有農家と零細所有農家のうち、8万7,700戸に及ぶ小作農家に寄生していたと考えることができるであろう。この1町歩以下の零細所有農家は、さきにもいったように13万8,302戸も存在していたから、少なくともそのうちの半数以上は自作兼小作となっていたと考えざるをえない。だから、ここでも地主・小作関係は86.7年になるとはっきりした形をとっていたといえる。

4) 関東地帯 関東諸県の場合には、北関東と南関東とではかなり違った様相を呈しているように思われる。というのは、北関東に属する栃木・茨城・群馬と南関東に属する千葉・神奈川とでは、小作地率・小作農家率および所有地価別の戸数構成や所有耕地別戸数構成の上でかなり異なっているからである。北関東のなかでも、埼玉の場合には東京に近く、しかも絹織物生産地帯ということもあってか、特異な様相を示しているように思われる。従って、ここでは関東地帯を北関東と南関東とに分けて考えてみることにしよう。

イ) 北関東諸県では、推定土地所有構成でみると50町歩以上の大土地所有者は6名であり、それも群馬に1人、埼玉に7人である。栃木と茨城には見られない。これに対して、南関東では東京5、千葉1、神奈川3を見いだすことができる。しかし、10町歩以上になると、北関東でもかなり多くの所有者が存在していることが知られる。すなわち栃木で644名、茨城で1,208名、群馬で422名、埼玉で2,755名となっている。この数は南関東に比べるとかなり多いと

いうことができる。というのは、南関東では東京200名、千葉1,203名、神奈川626名となっているからである。

北関東での10町歩以上層の分厚い存在は、83～4年以後の農民層分解の激しさによるといってよかろう。栃木では83～4年から87年にかけて小作地率が10%も増え、茨城でも4%、群馬では15%も激増している。この激増は、表3で明らかにしたように、売買および書・質入の流地によるものである。栃木では、1884年の1年間だけで4,715千円にも及んでいる。しかも85年の年末現在高は4,773千円、86年のそれは6,053千円というように鰻上りに増え続けている。この増加の過程は当然に流質地の増加をもたらしたものと思われるが、確認できる資料がない。ともあれ、栃木の場合、売買地価額と84年1年だけの流質地価額の合計だけでも地価総額の38%にも及んでいた。茨城でも総地価額の38%が移動しており、群馬でも27%が移動していた。茨城も群馬も流質地価額は85～86年の分だけであり、87年に繰越された書・質入額は茨城の場合には5,935千円＝総地価額の14.6%にも上っていた。

埼玉では77年から83年にかけて4%増えて43%となり、北関東ばかりでなく全国有数の高い小作地率を示している。ところが、87年には小作地率は35%に低下している。84年末の書・質入地価残額は7,972千円＝総地価額の14.4%に上っており、83年のそれに比べると2,292千円も多い。だから、次第に流質地も多くなったと考えられる。さきにも書いたように、ここでは激しい困民党の闘いが続けられたという事実からも、流質地が多かったことは十分に推測し得るところである。こう考えると、小作地率が83年の43%からなぜに87年に35%へ低下したのか判断に苦しまざるをえない。

ともあれ、86年の小作戸数比率は栃木26.4%、茨城35.9%、群馬33%、埼玉43.9%となっている。栃木の小作戸数は22,800戸であり、また無所有者は13,868戸であるから、1町歩未満層の35,183戸の4分の1は小作農家となっていたと考えられる。茨城でも小作農家戸数は55,400戸＝36%を数え、無所有農家が6,285戸であるから、1町歩以下の農家85,875戸の大半が小作に依存していたことになる。同じことは群馬の場合でもいえることである。ここでも無所

表9 〔推定〕土地所有構成

(単位:戸)

県名	～500町	～300町	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
栃木	—	—	—	644	4,770	8,892	16,514	35,183	13,868
茨城	—	—	—	1,208	6,295	23,016	23,227	85,875	6,285
群馬	—	—	1	422	4,214	6,392	15,804	71,529	11,160
埼玉	—	—	5	2,755	11,085	13,796	22,879	134,978	14,563

有農家は11,160戸もあり、1町歩以下の農家が71,528戸も存在している。この数は全農家のなんと75.5%にも及んでいる。小作農家が361千戸=33%であるが、この数は無所有農家の数をはるかに越えているのであるから、恐らくは1町歩以下の農家の3分の1にあたる25,000戸は小作に依存していたと思われる。埼玉では、しばしば触れたように、小作地率は83年には北関東では図抜けた高さであり、87年には低下したとはいえなお35%である。しかも、そこでは小作農家戸数の比率は43.9%というように北関東では最も高かった。無所有農家の比率は全農家数の9.4%であるとはいえ、14,563戸という数は北関東のどの県より多く、また1町歩以下所有の農家戸数も112,099戸=72.6%であった。だから、この1町歩以下所有農家と無所有農家が全農家の実に82%にも上るといえる。北関東ばかりでなく全国的にみても最も貧窮農民の数が多かったといえることができる。小作農家数では低率であったとはいえ、困民党の結成と運動の激しさの要因はこのような農家の生産と生活の厳しさにあったと思われる。

このように見てくると、北関東では確かに巨大地主といわれるものは存在しなかったけれども、地主・小作関係は確実に進んでいたといわなければならない。

ロ) 南関東 南関東諸府県(東京・千葉・神奈川)では1883年には小作地率はすでに40%を越え、87年には東京で49%、千葉と神奈川では44%に達していた。この比率は全国的にみてもかなり高いところに位置している。そして、ここでの農家戸数のなかでの小作戸数比も44.7%(東京・千葉)と43%(神奈川)というように、全国的にみてもかなり高い水準にある。

ここでは、売買や書・質入による土地の移動はそれほど高くはなく、東京で20%、神奈川で15%、千葉では9%を示しているに過ぎない。もっともこの3

県の場合には、書・質入が1年分しか判明しないということもあるが、83年から85年にかけての売買地価額においても決して多いとはいえない。ただ、神奈川においては84年の書・質入の年末現在地価額は8,342千円＝全耕地地価額の32.4%，千葉でも84年末現在で6,975千円＝14.8%あることから考えると、松方デフレの影響はかなり深刻なものであったと考えてよい。とくに神奈川の場合には困民党の質地返還闘争が盛んであっただけに、この84年の流質額432千円＝総地価額の1.7%という数値は低すぎるように思われる。これらの点については、もっと郡別での検討が必要であろうがここではそこまで立ち入る余裕はない。

表10〔推定〕土地所有構成

(単位：戸)

県名	～500町	～300町	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
東京	—	—	5	200	515	2,883	6,001	22,651	13,211
千葉	—	—	1	1,203	8,448	22,483	24,103	116,080	864
神奈川	—	—	3	626	4,038	13,483	13,921	75,884	7,575

小作戸数が多かったということは、とりもなおさず寄生地主が多く存在したことを意味する。事実、10町歩以上の所有者が東京で205人、千葉で1,204人、神奈川で629人という寄生地主が生まれており、その対極に1町歩以下の零細所有者と無所有者の大群を作りだされた。その数は、東京で35,862戸＝全農家戸数の64%，千葉で116,944戸＝67.5%，神奈川で83,459戸＝72.2%にも及んでいる。しかも、2～1町歩層の農民が、千葉では14%，神奈川では13%強、東京では18.6%となっており、北関東諸県と比べてもその比率は低い。というのは、栃木が25%，茨城が16.6%，群馬が16.1%だからである。だから、南関東では巨大地主層は形成されなかったとはい、中農層の分解は激しく進行し、そのことによって小作地率の高さと小作農家戸数の多さとが生みだされたと考えてよからう。

5) 東海地帯 東海地帯では、1877年に愛知で小作地率はすでに40%に達しており、静岡でも36%という高さであった。三重と岐阜では30%前後にしか過ぎなかったが、その後の農民層分解は急速であった。岐阜ではその後の10年

間で10%も増え、三重でも6%増えた。また、静岡でも愛知でもそれぞれに増え続けて、42%と44%という高さを示すにいたった。この結果、静岡では農家戸数の46%、愛知で47.8%、岐阜で51.4%、三重で51.4%が小作農家であった。

このような小作地率の増大と小作農家の歴大な存在は、表3で示しておいたように、耕地の移動の激しさによるものであった。静岡では流質地は84年と85年の二年分しか判らないが、それでも7,719千円＝全耕地券面額の18%が流賃しており、売買地の4,754千円と合わせると全耕地券面額の29%が移動したことになる。しかも、86年の書・賃入の年末現在額が5,550千円もあることから考えると、流質地はその後まなお増えつづけたものと思われる。愛知では流質地は84～86年の三年分が判明しており、その券面額9,727千円は全耕地券面額の15.1%にあたっている。しかし、ここではそれ以上に売買耕地が多く、そのために全耕地額面の32%が移動していることが知られる。岐阜では流質地は少ないようにみえるけれども、85年末現在でもなお7,345千円もの書・賃入残額があり、それは74年末よりも多くなっているから、86年には更におおくの流賃地があったものと想定される。三重でも84年と85年との流賃額は5,658千円であるが、85年の年末現在額は13,634千円という歴大な額に上っている。この残額は総地価額の26.3%にあたっている。86年の流賃地価額が不明なため、売買地価額と85～86年の流賃額とで総地価額の26%となっているが、実際にはより多くの土地移動があったものと考えられる。

こうした土地移動の結果、5万円以上の巨大土地所有者が静岡県で8名、愛知県で19名、岐阜県と三重県でづつ3名生まれている。所有地価を反当地価で割り、所有耕地別戸数を組かえると次のような推定土地所有構成となる。

表11 〔推定〕土地所有構成

(単位：戸)

県名	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
静岡	8	880	5,856	11,124	18,483	101,044	20,923
愛知	19		13,657		35,028	41,283	116,789
岐阜	3	1,657	6,953	8,860	16,355	91,513	23,137
三重	3	453	2,343	6,603	26,672	84,359	10,763

まず静岡についてみれば、50町歩以上の大土地所有者が8戸、10町歩以上の

所有者が880戸ある。この対極には、1町歩以下の零細所有農家が101,044戸と無所有農家20,923戸が存在していた。小作地率が36%であるにもかかわらず、小作戸数の全農家戸数のなかに占める比率が46%にもものぼるという事態は、この1町歩以下の零細所有者が厩大であるということにもとづくものと思われる。この零細所有者は所有者全体の何と73.5%以上に及んでいる。2～1町歩の所有農家も18,483戸（全所有戸数の13.5%）であるから、2町～1町未満の階層で全所有戸数の実に87%を占めていることになる。

岐阜の場合にも、小作地率においては僅かに30%にしか過ぎないにもかかわらず、小作戸数比では51.4%を示している。ここでは50町歩以上の大土地所有者は僅かに3戸であるが、10町歩以上の所有者は1,657戸にも及んでいる。この対極には1町歩未満の零細所有農家が91,513戸（全所有戸数の73%）もあり、また無所有者が23,137戸も存在している。2～1町歩層も16,355戸（全所有戸数の13%）であり、2町～1町未満層で全所有戸数の86%となる。

三重の場合にも、事態は上記二県とほぼ同じである。すなわち、ここでも小作地率は30%であるにもかかわらず、小作戸数比は51.4%にも上っている。50町歩以上が3戸、10町歩以上が453戸であるから、大土地所有者の数としては必ずしも多くはないといつてよかろう。にもかかわらず、ここでも1町歩未満の零細所有者は84,359戸＝全所有戸数の70%にも及んでいる。また、2町～1町歩層も26,672戸＝22.1%強に上っており、2町～1町歩未満層で所有戸数の92.1%強を占めるということになっている。

愛知の場合には、小作地率も高く（40～44%）、また小作戸数比もそれにほぼ対応して47.8%となっている。ここでは残念ながら87年の所有耕地別戸数が判明しないので、86～87年の土地所有構成の推定ができない。地価別でみれば、10万円以上4戸、5万円以上が15戸もあり、その対極には400円未満（相当地価で換算すると1町歩未満）が260,084戸も存在する。農家戸数が206,800戸であり、地価別所有戸数は308,789戸となっているから、101,989戸は農業とは直接の関係がなかったと考えざるをえない。けれども、この農業と直接の関係を持たない約10万戸はほぼ地価400円以下の階層に属していたと思われるから、

260,084戸から101,989戸を差引くと、158,095戸が1町歩未満の零細所有農家ということになる。そうだとすると、この戸数は全農家戸数20万6,800戸の76.4%強に当たる。1,000円未満は反当地価で換算すると約2町歩になるから、1,000円～400円層は2～1町歩に相当すると見ることができる。だから、この階層に属する35,028戸のすべてを仮に農家と考えると、それは全農家戸数の16.9%を占めることになる。このように考えることができるとすれば、2町～1町歩未満層が全農家戸数の実に93%を占めていることになる。

東海地帯においては、愛知を除けば他の三県は小作地率が急激に増加し、しかも小作地率からはみることのできない小作戸数の異常な高さと零細土地所有農家の分厚い存在によって特徴づけられている。小作地率の増加よりも、小作戸数と零細土地所有者の分厚さは松方デフレの影響によるものと考えられることができる。

6) 畿内地帯 畿内では、滋賀の小作地率が異常に低いのを別とすれば、京都・大阪・兵庫・和歌山の諸府県では小作地率はすべて40%を越え、とりわけ兵庫・和歌山では50%に近づいている。大阪ではそれらよりも遙かに高く、56%にまで達している。56%といえば、富山の60%に次ぐ全国第二の高さである。畿内における小作地率のこの高さは、松方デフレの影響をものにかぶったこと示している。というのは、大阪では77年に37%であったのが83年に47%となり、87年に56%という異常な高さに達しているからである。和歌山でも87年には77年に比べて15%も増えて46%となり、京都でも4%増えて41%に、兵庫では83年の45%が87年には48%に上昇しているからである。この小作地率の変化が小作戸数の増加と比率の増大をもたらした。京都では小作戸数の比率は45.8%、大阪では34.3%、兵庫では50.2%、和歌山では38.5%となっており、滋賀でも87年の小作地率36%に対して小作戸数は41.9%という高さを示している。

畿内の場合には東海地帯と比べると、小作地率と小作戸数比との在り方がやや異なっているように思われる。というのは、東海地帯では小作地率よりも小作戸数比の方がはるかに高い数値を示しているのに対して、畿内では小作地率が高いのに小作戸数比はそれほどでもないという現象が見られるからである。

このことは、畿内地帯における職業構成の変化と密接に関係しているように思われる。そのことを最も端的に示しているのが大阪である。ここでは農業人口は83年の66万2千人が86年には60万6千人に減っており、87年には38万6千人に激減している。これに反して、商業従事者が83年の10万3千人から89年の約26万人に激増している（『明治維新以後帝国統計材料彙纂』）。兵庫でも同じ傾向がみられる。すなはち84年に89万1千余人であった農業人口は87年には73万8千余人に激減し、商業戸数が86年の5万5千戸から89年の7万7千戸余に増えている。和歌山ですら83年の農業人口32万6千人が86年には30万6千人に減り、商業従事者が1万9千人から2万6千人、さらに88年には3万4千人余を数えるにいたっている（同上書）。滋賀においても、84年の農業従事者36万人余が87年には34万9千人余に減り、表2で示しておいたように、県下の人口自体も急減するという状況をみせている。このような離農者の激増が、畿内地帯の農民層分解の独特の様相を生みだしたと考えてよからう。

小作地率の増加は、地価5万円以上の大土地所有者を生みだした。大阪では15人、兵庫で8人、和歌山でも1人がそれである。大阪の地価10万円以上は反当地価で換算すると約150町歩であり、兵庫では約180町歩となる。だから、大阪では150町歩以上を所有する巨大地主が3名、兵庫では1名ということになる。そして70町歩以上の大地主層が大阪で12名、兵庫で7名存在し、さらに和歌山では地価5万円は80町歩以上という計算になるからこの大地主が1名うまれていると見ることができる。大阪では10町歩以上が1,074名であるから、ここから150町歩の3名と70町歩以上の12名を差し引くと、1,059名が10～70町歩の間に散在していることになる。また、兵庫では10町歩以上が822名も存在しているから、ここから80町歩以上の8名を引くと814名の地主層が10～80町歩のあいだに分布していることになる。和歌山でも10～80町歩の地主層がすくなくとも110名は存在していたことがわかる。京都でも、84年の地租の納入額でみると、稲葉市郎右衛門は780円を納入しており、それはほぼ30町歩に相当する。また、田中源太郎の納入額は520円とされているから20町歩に相当する（『京都府議会歴代議員録』参照）。だからここでも、10町歩以上の所有者が242

表12 〔推定〕土地所有構成

(単位：戸)

府 県 名	～50町	～10町	～2町	～1町	1町～	無所有
大 阪	330	329	7,710	18,513	42,402	96,352
兵 庫	8	814	11,051	33,491	140,836	17,660
京 都	—	242	4,317	16,966	54,397	19,489
滋 賀	—	130	5,988	46,674	37,362	12,613
和 歌 山	1	110	5,609	12,746	14,626	51,990

名とされているから、大阪や兵庫とくらべるとその所有規模は劣るとはいえ、地主層がかなりの数存在してしていたことは確かである。滋賀でも10町歩以上は130名であり、地価1万円以上は約17町歩以上であるからこの階層の43名のなかには、17～80町歩の所有者が幾人かは存在していたと考えてよい。

このように見てくると、畿内地帯では府県によってかなり異なった様相を呈していることがわかる。しかし、それぞれの地域特性をもちながらも大地主層が存在し、それらが1町歩未満の零細農家や無所有農民に寄生し、地主・小作関係を展開していたということが出来る。地租改正以後の過程がこのような農業構造を作りだしたといっても過言ではなからう。その零細所有者は、滋賀では37,362戸＝全戸数の41.4％と無所有者12,613戸＝14％の合計55.4％である。京都では地租10円以上がほぼ1町歩以上に相当するから、その戸数16,966戸を所有耕地2町歩以下の戸数71,363戸から差し引くと、54,397戸が1町歩以下の零細所有者と見ることが出来る。そうだとすると、この戸数は、全農家戸数の57％に当たることになる。そして無所有農家が19,489戸＝全農家戸数の20％であるから、零細所有者と無所有者の合計は77％ということになる。大阪では、1町歩以下の農家戸数は42,402戸と推定されるから、この全農家戸数比は18.5％となる。これに無所有農家の96,352戸は全農家戸数の42.1％を加えると、60.6％が貧農層ということになる。ただ、大阪の場合には小作戸数が78,600戸とされているから、これは無所有農家戸数を上まわっていることになり、この数値のもとになっている『帝国統計年鑑』そのものについて検討が必要に思われる。

7) 山陽地帯 ここでは岡山の高さ(45％)を除くと、広島・山口ではそれ

ぞれ35.36%であり、小作地率としては必ずしも高いとはいえない。けれども、その増加のテンポからいえばかなり急速であったということかもできであろう。というのは、岡山では、1877年の35%が87年には45%に増え、広島では25%が35%に、山口でも29%が36%というように急激に増えているからである。しかも、この増加の結果として小作戸数の比率は、岡山で47.7%、広島で40%、山口でも46.3%強となってい。だから、この三県でも畿内地帯と同じように、小作地率よりも小作戸数比が高いという現象が存在していることがわかる。

『興業意見』は、岡山県下の83年の状況について、「農家にては納租期節毎に銘銘収穫米を適宜販売し、漸く其の公費に供すといえども、近年価格低落のため余裕甚だ多からず、……農家一般非常の困難なり」と書いている。また、広島県の状況についても、「方今米価の下落に遭うやその販売するところの代金は地租地方税其の他町村費に充てて、殆ど余す所なく、……かえって不足を告ぐ……納税の義務あるより衣類または田畑家財を典売して……ついに公売処分を受くるのを不幸を見るに至るもの少なしとせず」といい、山口県下についても同様の記述をしている（『明治前期財政経済史料集成』第20巻、所収、参照）。これらの記述は、松方デフレが零細所有農民ばかりでなく、「農家一般」をもいかに直撃したかを物語っている。

事実、この三県での土地移動の状況を見れば、その激しさがよく知られる。岡山県では、売買だけで殆ど全耕地券面額の約20%にも達している。流質地は85年だけしか判明しないが、84年の年末現在額は、14,230千円、85年は16,418千円、86年のそれは17,369千円というように増え続けている。85年の流質額が302千円であるから、84年と86年には恐らくそれに近いが、それ以上のものが流質したものとと思われる。広島県下においても85年から87年にかけて売買と流質地で全耕地の35%が移動している。その流質地は84年と86年の二年のものであるから年85年度のものが判明すればさらに多くの流質地が存在したものとと思われる。この年の年末現在額は8,559千円であり、それは84年どのそれよりも2,752千円も多かった。だから、恐らくは85年度の流質地はかなりのものの上っていたと想像される。山口県下においても、売買地だけで11.5%であり、書

・質入による流賃額は判明しないが、84年度の年末現在額は2,868千円、85年度のそれは3,278千円に及んでいた。85年度末のこの金額は全耕地券面額の15%である。だから、恐らくはここでの流賃額もかなりのものに及んでいたものと思われる。山陽道で1町歩未満と無所有者農家が著しく多かったのはそのためである。岡山ではこの農家が推計では143,274戸=全農家戸数の95.5%, 広島が185,925戸=86.3%, 山口が122,453戸=86.1%となっている。

これらの零細所有者や無所有農家の上に、岡山と広島では200町歩の大地主2戸が聳えたち、100町歩以上の大地主もそれぞれ5戸と3戸存在していた。山口ではこのような巨大地主は存在しなかったとはいえ、それでも50町歩に近い大地主層がかなり存在していたことは確かである。ここでの1万円以下は反当地価で換算すると38町歩となる。だから、この換算反別を単純に当てはめてみると、その数は38戸になる。岡山と広島では地価1万円はそれぞれ20~23町歩となるから、5万円未満から1万円以上の地価所有者が岡山で254戸、広島で119戸となっている。したがって、岡山では20町歩~100町歩所有者の間にはそれぞれの規模で所有者が分厚く存在していたものと考えることができる。広島の場合にも、23町歩と115町歩との間にさまざまな所有層が存在していたはずである。

いま、前例に従って土地所有構成を推定すれば、次のようになる。

表13 〔推定〕土地所有構成 (単位: 戸)

県名	～50町	～10町	～2町	～1町	1町～	無所有
岡山	7	557	8,152	25,654	119,733	23,541
広島	5	378	7,277	22,041	139,602	46,323
山口	—	381	9,704	19,933	98,261	33,823

これで見ると、1町歩未満と無所有戸数の合計は、山陽地帯三県が新潟や大阪よりもはるかに多く、全国最大の数であることがわかる。このことから、2~1町歩層がかなり薄い存在となったということが出来る。岡山では25,654戸=全農家戸数の14.4%, 広島では22,041戸=10.2%強、山口では9,631戸=6.7%となっている。この2~1町歩層の薄さは、まさに松方テフレによる農

民層分解の有様をそのまま示しているものと考えてよからう。

8) 四国地方 四国三県(愛媛・徳島・高知)は、それぞれに異なった様相を呈している。愛媛の場合には近畿地帯と同じ傾向を示しているが、徳島と高知ではほぼ似かよった状況がみられる。というのは、愛媛県では100町歩以上の大地主が30戸も存在しているのに対して、徳島と高知では100町歩以上の大地主はそれぞれ2戸と1戸を数えるにすぎないからである。もっとも、ここでも地価1万円以上(反当地価に換算すると徳島23町歩以上、高知35町歩以上)地主は、徳島で94戸、高知で55戸というように決して少ないとはいえない。これに比べると、愛媛の場合には地価1万円以上(反当地価換算で25町歩以上)が314戸もあり、四国ばかりでなく日本全国をとってみても際立っている。

四国三県では違いはあったが、1883年から86年にかけての急激に変化したという点では共通していた。

徳島では、この間に地価券面額の40%が売買および流質地となっている。それ以外に、ここでは公売処分が付された土地が85年に741町歩余、86年には605町歩余もある。この合計面積は全耕地面積の2.8%にも及んでいる。これは、愛媛県に次ぐ多さである。高知県では、売買券面額しか判明しないが、それだけでも19.1%となっており、85年末現在の書・質入券面額が3,085万円=全耕地額面の14%に及んでいる。それ以上に注目しなければならないのは、85年の公売処分地が251町歩、86年のそれも159町歩余となっていることである。この合計面積は全耕地面積からみれば0.5%にしかすぎないとはいえ、公売処分を受けた人数からみると85年度の場合の1,461人は全国で17番目に位置している。公売処分にあった面積をその人数で割ると、一人当たり1.7反に相当するから、零細所有者がこの被害者であったことがわかる。

愛媛県では事態はもっと深刻であった。ここでの売買による土地移動は、全耕地の23.1%であったが、公売処分が付された耕地は85年に233町歩、86年には何と4,236町歩にも及んでいる。この合計面積は比率としては全耕地面積の僅か3.3%にしか過ぎないとはいえ、面積の絶対数からいえば全国最大であり、それだけに大地主層への土地集中の絶好の機会ともなったわけである。それば

かりではない。ここでの流賃額は判明しないが、86年の書・質入の年末現在額は福岡・岡山に次いで多く、16,885千円＝全耕地券面額の32%にも及んでいた。だから相当額の流賃地があったものと想像される。このような特異な状況が、四国三県のなかでの愛媛県の違いをもたらしたものと思われる。

四国三県では、いま見てきたように、土地の移動状況や大土地所有者の状態等の点でかなり違っていた。大土地所有者の出自も、高知の島内家は元郷士であり、その「領知」を地租改正によって所有権として認められ、松方デフレの過程で土地を集積した(後藤靖著『士族反乱の研究』参照)。これに対して、愛媛と徳島の巨大地主は商業＝高利貸資本家として農民に吸着し、売買および書・質入という方法で土地の集積にのりだしている。ともあれ、前例にしたがって、土地所有構成を推定すれば次のようになる。ただ、高知県については所有耕地別農家戸数が不明であるため、土地所有構成の推定は不可能である。

表14 〔推定〕土地所有構成

(単位：戸)

県名	～50町	～10町	～2町	～1町	1町～	無所有
愛媛	30	1,291	11,979	18,550	88,362	114,289
徳島	2	574	6,458	8,497	63,243	16,694
高知	1	3,521		8,154	11,434	61,503

これによると、愛媛では50町歩以上の大地主、それも250町歩以上(地価10万円以上)が5戸、100町歩以上(地価5万円以上)が25戸もある。50～10町歩以上の所有者が1,291戸あるが、その中には地価1万円(25町歩以上)が314戸ある。これに反して、2～1町歩層が18,550戸、1町歩以下が88,362戸、無所有農家が114,289戸も存在する。無所有農家だけで全農家戸数の47%を占め、これと1町歩以下所有農家とで実に86.4%にも及んでいることがわかる。小作農家が約12万9千戸であるから、無所有農家以外の農家も小作に依存していたことになる。徳島では100～200町歩(地価5万円以上)が2戸、23町歩以上(地価1万円以上)が94戸も存在している。さらに20～10町歩以上の所有者が478戸存在していたことになる。これに反して、1町歩未満の零細所有農家が63,243戸、無所有農家が16,694戸もあり、この両者で全農家の83.8%にも及んでいる。

高知でも165町歩以上(地価5万円以上)が1戸、1万円以上=35町歩以上が55戸もある。この対極には、地価400円未満層=1町歩以下の零細所有者と無所有者が少なくとも12万戸存在していた。この12万戸という数は、全農家戸数を上まわっているから、その全部が農家であったわけではない。都市在住の商・工業者や雑業者が多く含まれていると考えられる。表2によると、高知県での有業者数の67.3%が農業従事者となっているから、これを12万戸に単純にあてはめると約8万戸となる。この数は、農業戸数8万4,600戸からみて必ずしも過大な数ではない。そうだとすると、1町歩以下と無所有者とで全農家の90%近くを占めていたことになる。こうして、四国三県ではそれぞれに違った様相を示しながらも地主・小作関係が著しく進展していたと見る事が出来る。

9) 九州地方 九州七県は北部と南部とではかなり違った状況を示している。北九州では、福岡・佐賀・長崎の小作地率はともに高く、87年には福岡で47%、佐賀で41%、長崎で38%に達している。しかも、福岡では77年にすでに45%の高さに達していたにもかかわらず、その後の過程で2%も上昇している。佐賀では、77年の34%から83年の37%、そして87年の41%へと急速な増加を示しているのである。長崎では、この二県と比べるとやや低いけれども、77年の31%が87年には38%というように7%も増大していることが知られる。南九州の小作地率は、熊本の87年の46%という異常な高さを別とすれば、他の諸県はほぼ30%前後にある。熊本ではすでに77年に40%という高さにあり、しかもその後も増え続けた。他の諸県では小作地率は低いとはいえ、大分では77年の19%が32%というように急速に増加しており、鹿児島でも22%から29%に増加した。

ところで、佐賀と熊本では83年から86年にかけてそれぞれ全耕地券面額の40%もの耕地が移動している。佐賀の場合には流地が84年と85年の二年分しかわからないが、86年度の書・質入券面額の残高が85年度のやく二倍にあたる4,503千円にも上っているから、87年にはかなり多くの流質地があったものと想定される。このことは、83年から87年にかけての4%もの小作地率の増加から理解できるであろう。熊本の場合も87年度の書・質入残高が86年度のそれと

ほぼ同じ額の5,175千円にもおよんでいるから、87年度の流質地もかなり多かったと思われる。福岡では、売買された耕地券面額しかわからないが、その券面額11,360千円は全耕地券面額の21.5%強に当たっている。86年度末現在の書・質入残額が20,062千円(全耕地券面額の38%)も存在しているから、流質地もかなりな数に上っていたと思われる。大分や鹿児島の小作地率の急激な増加も売買と流質地によるものであるが、大分の場合には85年度の一年分、鹿児島では84年と85年の二年分しか判明していない。大分での書・質入の残額は85年に8,693千円(全耕地額面の32.6%)に上っているから、このうちかなりなものが流質地となったのではないかと想定される。鹿児島でも86年度のそれは85年の2.2倍に当る2,839千円(全耕地額面の10%)であるから、表4で示したものより実際にははるかに多かったと思われる。このことは、地租その他公課不納によって公売処分に付された土地が670町歩余に上っていることから推測される。長崎の場合には、表3では僅かに13%しか土地の移動がないように見えるが、その売買耕地額面は84年と85年の二年分であり、流質地も85年度の一年分でしかない。ここでは、公売処分に付された土地が511町歩にも上っていた。

北九州と南九州とでは、農民層の分解と小作地率に於いて明らかな違いが存在していた。そのことから、また地主層の存在形態の違いも現れている。

表15 [推定] 土地所有構成

(単位: 戸)

県名	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有
福岡	4	1,197	6,213	—	24,534	86,920	30,200
佐賀	2	230	4,657		15,096	50,926	3,840
長崎	39	474	1,917	5,057	14,564	85,315	8,764
熊本	89		5,926		18,660	141,480	
大分	—		2,896		13,464	112,576	
宮崎	25	1,508	11,831		18,465	39,188	2,954
鹿児島	188		5,873	15,348	30,590	134,082	

北九州では、100町歩異常の巨大地主が福岡で4名、佐賀でも2名存在し、長崎でも50町歩以上の大地主が39名も現れている。福岡と佐賀では、地価5～1万円=25町歩以上の地主がそれぞれ250名と48名いることがわかる。また、この三県で10町歩以上の地主層も、表5での推定によると、福岡で1,197名、

佐賀で230名、長崎で474名存在していることが知られる。この対極に、1町歩以下の零細所有者と無所有者が福岡で117,120戸=全農家戸数の74%、佐賀で54,766戸=72.3%、長崎で94,079戸=81%も存在している。小作農家の比率も全農家戸数の50.9% (福岡), 37.8% (佐賀), 40.9% (長崎) という状態になっている。だから、無所有農家は勿論のこと、1町歩以下の零細農の多くも小作に依存していたことになる。このように見てくると、この三県では、地主・小作関係が明瞭な形をとって進展していたということができらるであろう。

南九州の場合にも、決して巨大土地所有者が存在しなかったわけではない。ぞどころか、鹿児島では地価5万円以上=300町歩以上の所有者が2名、地価1万円以上=60町歩以上の大土地所有者が186名にも及んでいることが知られる。また地価1万円未満~1千円以上=60~6町歩以上が5,873名存在するから、10町歩以上の地主層がかなりの数に上っていたと考えることができる。この対極には、1町歩未満(地価400円未満)層の零細所有者が26,896戸存在していた。ここでの農家戸数は186,100戸であるから、1町歩以下所有者の約半数に当たる134,897戸が農業と関係していることがわかる。そうだとすれば、1町歩未満と無所有農家が全農家戸数の72.5%を占めていることになる。小作農家戸数が56,800戸とされているから、零細所有農と無所有農の42%強が小作に依存していたということが出来る。大分でも地価1万円以上=30町歩以上の大土地所有者が34名あり、その対極には、1町歩以下(地価400円未満)層が144,078戸あり、小作農家が49,900戸あるから、1町歩所有者と無所有農家の94,178戸は大土地所有者に依存しながら農業生産に従事していたことになる。宮崎でも地価1万円以上=約50町歩以上の大地主が25名も存在していた。それに10町歩以上の土地所有者も548戸あった。それとは反対に、1町歩未満層が39,188戸と無所有農家が2,954戸存在していたことが知られる。ここでは、小作農家が23,100戸といわれているから、無所有農は勿論のこと、零細所有者の大半が小作関係のなかに組み込まれていたということが出来る。

10) 小括 以上おおまかに各地帯別の検討をおこなってきたが、ここでそれをふまえながら、全国的な総括をおこなっておこう。

松方財政政策の展開は、何れの地帯を問わず中・貧農層の生産と生活を直撃し、その多くを没落させていった。しかも、その土地喪失は殆どが券面額を大幅に下回る低価格での売買と流質によるものであり、また公売処分という形態をとっていた。この農民層の貧窮分解は、東北・北関東・裏日本地帯・近畿諸県・山陽諸県においてより激しく進行した。このことは、次の1877年から88年にかけての小作地率の増加別によっても知られるであろう。

表16 府県別小作地率増加

増加率	府 県 名
～5%	山形・山梨・京都・愛知・島根・高知・福岡
～7	東京・長野・静岡・三重・福井・山口・鳥取・佐賀・長崎・熊本・鹿児島
～9	岩手・福島・茨城
～13	秋田・宮城・栃木・千葉・新潟・富山・岐阜・岡山・広島・大分
～15	和歌山
～20	青森・群馬・大阪

出典：表4に同じ。

東北諸県では、山形の1%を除けば、他の諸県は8% (岩手)～16% (青森)も小作地率が増えており、北関東でも8% (茨城)～20% (群馬)、裏日本では島根の4%を除けば他の諸県は6% (鳥取)～11% (富山)、山陽でも7% (山口)～10% (岡山・広島)も増加していることがわかる。近畿諸県でも京都の4%を別とすれば、和歌山の15%・大阪の19%増というように著しい増加が見られる。小作地率の増加があまり際立っていない山梨・京都・愛知、島根、福岡では、すでに見たように、77年にそれぞれ46%、37%、40%、45%、45%という高い比率に達していた。しかも、これらの諸県でも書・質入金額がきわめて多かったことは前述したところである。このように見てくれば、たとえ小作地率の目立った増加が現れていないとしても、何れの地方においても中・貧農層の貧窮分解は激しく進行していたことが知られるであろう。

中・貧農層の貧窮分解を利用しながら、その対極には大地主層が形成されていた。全国の土地所有構成を推定すれば、次のようになる。

地域的には巨大地主の分布状況は異なっているが、全国では50町歩以上の大地主が1,950戸、10町歩以上が35,635戸も存在することがわかる。勿論、この

表17 〔推定〕土地所有構成

（単位：戸）

	～50町	～10町	～5町	～2町	～1町	1町～	無所有	
東北	433	5,895	29,148	64,020	119,041	251,829	62,463	
北関東	6	5,029	26,364	52,096	78,424	327,565	45,876	
南関東	9	2,029	13,001	38,849	44,025	214,615	21,650	
東山	60	1,811	7,509	15,024	29,391	179,180	34,601	
裏日本	678	11,024	21,880	43,134	154,320	211,061	128,346	
東海	33	2,990	15,152	26,587	61,510	276,916	54,823	愛知の～10以下除く
近畿	339	1,625		34,036	128,390	288,823	198,104	
山陽	12	1,316		25,133	67,628	257,596	103,687	
四国	33	1,865		18,437	27,047	151,605	130,983	高知は除く
九州	347	2,051		29,675	72,650	293,659	18,758	熊本、大分、鹿児島を除く
全国	1,950	35,635		372,516	782,426	1,998,039	799,291	

戸数はあくまでも推定であるから、確定的なことはいえない。けれども、実際とそれほどかけはなれた数ではあるまい。しかも、この50～10町歩層のなかには、愛知・高知・熊本・大分・鹿児島の諸県は入っていない。だからこの諸県の状況が判明すれば、10町歩以上の地主層はさらに多くなることになる。10町歩以上といえ、所有耕地のほとんどを小作に出していたはずである。また、10～2町歩所有者層とりわけ10～5町歩所有者層のほとんども、その所有耕地のかなりの部分を小作させていた。その小作人は、いうまでもなく無所有農家の約80万戸と1町歩以下の約200万戸、あるいは2町歩以下の約7万8千戸の合計315万8千戸のうちの75%に当たる237万戸であった。この237万戸は、全農家戸数542万戸7千戸の実に43.7%に上っている。このように見てくると、1886～87年の時点で地主・小作関係がほぼ確立していったといっても差し支えあるまい。

地主制の成立・確立期をめぐるのは、安良城盛昭氏と中村政則氏との間での明治20年代初頭（安良城）か明治30年代（中村）と見るかの論争をきっかけにして、有元正雄、山崎隆三氏をはじめ多くの人々がこの論争にコミットされた。この論争は、地主制を天皇制および日本資本主義とどのように関連させて捉えるべきかという、天皇制国家論・日本資本主義論をその根底にもっていた。この分析視角は正しいと、私も考える。ただ、私は、地主制を中村氏のように日

先資本主義の確立と同時にその一環として確立したという捉え方ではなく、先進資本主義列強のインパクトに抗しながら、アジア侵略をめざしての明治政府の強引な上からの資本主義の形成＝資本の本源的蓄積政策と関連させてとらえるべきであり、そして地主制の形成・確立が天皇制国家と日本資本主義の形成・確立過程の構造を規定したと捉えるべきだと考える。

11) 国公有地と皇室付属地 地租改正でいま一つ見落としてならないのは、国公有地と皇室付属地の形成の問題である。地租改正のもう一つの狙いは、いうまでもなく国有地を作りだし、国家の直接的な物質的基礎を形成することであった。実際、地租改正が終了した1883年には全国土の56.5%が国公有地となった。この国公有地の殆どは山林・原野であったとはいえ、その山林は檜・杉・松の美林地帯であった。その意図は、次のようなものであった。

……概して多少積年慣行無之地は有之間敷、右を民有地と相認候はば、自今以後官地は従来の官林及人跡も無之深山の之に帰し、余は悉く民有と可相成、然る上は百事日進の今日に当たり、勸農・授産・学校・開拓・水利・堤防・道路・橋梁・鉄道・電線・鉱山・牧場等を初め、百事新設の事業は至る処多少障害を生ぜざるは有之間敷……遂に邦国の富強にも関せんか。云々

この「百事新設の事業」のなかには、「後来製艦材必要の事に付き、第一檜・楠・榎・樺之類、第二檜・松・杉・楨等も地質に応じ植え付け」という計画もふくまれていた。だから、美林地帯の国公有地化は建設材ばかりでなく、建艦材の確保という目的をもったものであったと見ることができる。また、このような目的に利用するために、人跡未踏の深山ではなく、「運輸便利」な地帯を強引に囲い込んだわけである。鉱山の国有とともに山林の国有化は、まさに日本型囲い込みというべきであろう。

そればかりではない。表18からも分かるように、この国有地の一部が皇室御料地に編入され、国家権力の最頭部たる天皇家の物質的基礎が構築されたのである。

これによると、地租改正が終了した時に国土の56.5%が官有地となり、その後も確定作業が進められて89年には全国土の60.8%にまで増えた。この官有

表18 国土の所有区分

(単位：千町歩)

区分	種類	1880	1883	1887	1888	1889
官有地	皇室地	0.6	15	41	1,129	3,654
	御陵地	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
	神社地	13	13	13	13	16
	官用地	17	26	74	74	79
	官林	5,592	17,636	18,955	18,153	17,651
	計	5,296	17,691	19,089	19,089	21,401
民有地	耕地	4,486	4,536	5,064	5,041	5,044
	山林	6,902	7,780	8,316	8,367	8,385
	他共計	11,752	12,671	13,820	13,794	13,816

注：『帝國統計年鑑』より作成。

地のなかで最も特徴的なことは、皇室付属地の急速な増大である。すなわち、80年には600町歩であったのが85年には1万5千町歩となり、88年には112万9千町歩、89年には365万4千町歩となっている。365万町歩余といえば全九州の面積に匹敵する広さであり、国土の全面積の実に17%余にも上っている。もっともその大半は山林・原野であったが、田畑も1897年(明治30)には357町歩に及んでいた。この97年度の状況を見ると、皇室自身の農作物の作付け反別が438町5反となっているから、原野の耕地化が相当に行われていたものと思われる。そのための常用農夫は7,174人、臨時雇が34,233人、事務員が2,905人となっている。だから、皇室はまさにユンケル型経営者にほかならなかった。そればかりでなく、貸付地が宅地125町歩、耕地6,904町歩(このなかには田・畑だけでなく原野も含まれていると思われる)、営林6,715町歩余、開墾地10,399町歩、その他28,396町歩もあり、合計52,542町歩余に及んでいる(大正二年「皇室統計書」)。

このように見てくると、皇室は日本最大の寄生地主であり、またユンケル型の資本家的農業経営者として土地所有者階級の上に聳え立っていたとすることができる。地租改正は、国有有地を作りだすとともに皇室を日本最大の寄生地主たらしめたのである。